

根抵当権 宅建 H01-05-4 <<#645>>

【問】 正誤をつけよ。

根抵当権者は、元本の確定後においても、利害関係を有する者の承諾を得て、根抵当権の極度額の変更をすることができる。

【答え】 正しい



《ポイント》 根抵当権の極度額の変更【発展】

根抵当権の極度額の変更は、利害関係を有する者の承諾を得なければ、することができない。（民法 398 条の 5）

| | 元本の確定 | |
|-------------|-------|---|
| | 前 | 後 |
| 根抵当権の極度額の変更 | ○ | ○ |

※ 利害関係人の承諾が必要（後順位抵当権者など）

